

パープルリボン キャンペーン みやざき2022

毎年11月12日～25日は、
「女性に対する暴力をなくす運動」の期間です。

～女性の人権を守るために～

一緒に考えよう！

伝えよう！

踊ろう！

みやざき犬
みやけいちゃんが
来るよ！



日時：11月12日（土）13:30～
宮崎市橋通、県庁楠並木通り
パレード・グッズ配布
14:00 ～ 15:00
宮崎山形屋四季ふれあいモール
スピーチ・ダンス

主催 特定非営利活動法人みやざき男女共同参画推進機構
(宮崎県男女共同参画センター指定管理者)

協力「パープルリボンネットワークみやざき 2022」

国際ソロプチスト

(SI宮崎 SI宮崎-フェニックス SI宮崎-たまゆら SI宮崎-ひまわり SI宮崎-東諸 SI串間)

NPO法人ハートスペースM 一般社団法人ガールスカウト宮崎県連盟

特定非営利活動法人ドロップインセンター (宮崎市男女共同参画センター指定管理者)

一般社団法人生命保険協会 宮崎県協会 宮崎アカデミーロータリークラブ

NPO法人 MIYAZAKI C-DANCE CENTER 宮崎県人権擁護委員連合会

法テラス宮崎 宮崎県弁護士会 宮崎公立大学 人文学部 宮崎県警察本部

宮崎県 宮崎国際大学Sunshineプロジェクト (順不同)

女性に対する暴力をなくす運動の
期間イベント

お申し込み・お問い合わせは ☎0985-32-7591

「女性に対する暴力をなくす運動」の期間中（平日）は、電話相談を19時半まで受け付け、センターを20時まで開館します。

詳細は、宮崎県男女共同参画センターのホームページ、インスタでご確認ください。



日	月	火	水	木	金	土
【イベントカレンダー】 イベントは 事前予約がおすすめです！ *12日（土）のパープルリボンキャンペーンは予約不要 シネマ上映 ジェンダーカフェ(学習会やトークイベント) ワークショップ 保育 * 申込締切11月12日(土)						12 屋外イベント パープルリボン キャンペーン みやざき2022
13 休館	14 「そして父になる」	15 「人生、いろいろ」	16 児童虐待と親のDV	17 「おひとりさまを生きる」	18 熊本地震被災から学ぶ防災	19 子育て/リラク時間 共催企画 ワークショップ① スワッグ作り
20 休館	21 「人生、ここにあり！」	22 中絶と女性への暴力	23 勤労感謝の日 休館	24 「ビリーブ」	25 「信頼の回覧版」 吉田大致 アフタートーク	ワークショップ② 着物リメイク リース作り

名称	☎	相談受付時間	備考
NPO法人 ハートスペースM	0985-89-5243	日・月曜 10:00～17:00	
宮崎県女性相談所 (配偶者暴力相談支援センター)	0985-22-3858	月～金曜 9:00～20:30 土・日曜 9:00～15:00 (祝日・年末年始を除く)	
性暴力被害者支援センター (さぼーとねっと宮崎)	0985-38-8300 #8891	月～金曜 9:00～17:00 (祝日・年末年始を除く)	メール相談あり (さぼーとねっとホームページ参照)
宮崎県警察本部 相談窓口	0985-26-9110 #9110	24時間	
宮崎地方法務局 女性の人権ホットライン	0570-070-810	月～金曜 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)	
宮崎市男女共同参画センター 「パレット」相談室	0985-25-2057	月～日曜 9:00～16:30 (火曜日・祝日・年末年始を除く)	弁護士による専門相談あり ※要予約
宮崎県男女共同参画センター 相談室	0985-60-1822	月～金曜 9:00～17:00 *11/14～25は19:30まで受付 土曜日 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)	弁護士・臨床心理士・助産師による専門相談あり ※要予約 メール相談あり

女性に対する暴力をなくす運動について

～ 内閣府男女共同参画局 ～

【趣旨】

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。しかし、暴力の現状や男女の置かれている日本の社会構造の実態をみると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があることがわかります。

この運動を一つの機会ととらえ、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化していく必要があります。

また、女性に対する暴力の根底には、女性の人権を軽くみる意識があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ります。

【期間】 毎年11月12日から11月25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間